

(資料 2)

議案第 32 号

調停の申立てについて

1 提案理由

市と A S 鴨川ソーラーパワー合同会社との間で取り交わした鴨川市田原地区における太陽光発電事業工事着工に関する協定書（平成 31 年 3 月 19 日締結。以下「協定」という。）及び鴨川市田原地区における太陽光発電事業工事着工に関する協定書第 3 条第 4 項に基づく特記協定書（令和元年 11 月 8 日締結。以下「特記協定」という。）についての説明を求めるための調停を申し立てることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 調停の相手方

住所 千葉県鴨川市花房 80 番地 5

氏名 A S 鴨川ソーラーパワー合同会社

代表社員 C E S 千葉合同会社

職務執行者 本間 理志

(2) 申立ての趣旨

ア 相手方に対し、千葉県鴨川市池田字小滝 690 番 1 等の 10 筆の土地における太陽光発電施設（以下「本件メガソーラー施設」という。）の建設工事に着手するに当たり、次の事項を明らかにすることを求める。

(ア) 本件メガソーラー施設の建設工事等の施工又は管理を行う市内の業者名

(イ) 本件太陽光発電事業の融資先の大手都市銀行を主幹事とするシンジケートローンによる資金計画とその証明

(ウ) 本件太陽光発電事業の中止、終了等に伴う事業用設備等の搬出及び処分に係る費用の計画とその証明

(エ) 造成工事による水害及び汚水の発生並びに周辺河川への影響についての具体的な対策

(オ) 有害獣対策の第 1 フェーズから第 4 フェーズまでにおける段階的な対応に関する具体的な対策

イ 相手方に対し、本件メガソーラー施設の建設工事における市民の不安を解消するため、市民を対象とした広い範囲での説明会を開催するこ

とを求める。

(3) 紛争の要点

ア 当事者

申立人は、鴨川市である。

相手方は、本件メガソーラー施設の建設工事を行おうとするものである。当初、申立外職務執行者高山知也（以下「A S 鴨川ソーラーパワー合同会社」という。）が行おうとしたが、相手方が引き継いでいる。

イ 申立ての理由

(ア) 協定及び特記協定の締結について

市は、A S 鴨川ソーラーパワー合同会社と、A S 鴨川ソーラーパワー合同会社が本件メガソーラー施設の建設工事に着手するに当たり、良好な地域環境及び安全な市民生活を十分に確保するための協定を締結した。その後、市とA S 鴨川ソーラーパワー合同会社は、災害時の措置、撤去費用の積立て等の具体的な事項を定めた特記協定を締結した。

(イ) 千葉県林地開発許可について

平成 31 年 4 月 25 日、千葉県から、A S 鴨川ソーラーパワー合同会社に対し、本件メガソーラー施設の建設工事に関する林地開発許可が通知された。この林地開発許可には、協定及び特記協定の元である「鴨川市の 5 項目の要望」について対応することに努めるよう指示が出され、市の意見が付されていた。

(ウ) 相手方からの資料の提出がなされないことについて

令和 7 年 1 月 23 日に、市と相手方は、協定及び特記協定に基づいて相手方が提出する書面の内容の確認のための協議を行った。その後、相手方は次回協議をキャンセルし、同年 2 月 7 日に、市に対し、協定及び特記協定における資料として書面を送付し、この資料の提出で協定及び特記協定により提出する資料は全て完了である等と連絡をしてきた。

しかしながら、提出された資料は、協定及び特記協定の履行としては不十分であった。すなわち、事業体構成が判明せず、相手方の資金計画書では、銀行名の記載もなければシンジケートローンを組成しているのかも不明である。また、工事の安全性の確保については、工事中の災害復旧及び支障が生じた際の対応が不明であった。有害獣対策については、最終的な有害獣対策計画が全く不明であった。

そこで、市は、令和 7 年 2 月 13 日に、上記の部分が不明であること及び再度の協議を求めて相手方に書面を送付した。しかし、相手方からは連絡がなかったため、同月 26 日に再度、相手方に書面を送付した。それに対し、相手方から同年 3 月 3 日に連絡が来て、これ以上

の資料は提示しないということであった。

このため、市は代理人弁護士に依頼し、当該代理人弁護士から相手方に対し、資料の提出とその説明を求めたが、回答がなかった。そこで、令和7年4月8日に、申立人代理人弁護士が相手方代理人弁護士に対し、申立人に十分な説明をされたい旨の連絡をした。相手方代理人が相手方本人にそれを伝えたとのことであったが、回答がなかった。

(エ) 結語

以上の次第であるので、このままでは協定及び特記協定における明確な資料の提出及び説明のないまま、本件メガソーラー施設の建設工事が着手されるおそれがあることから、申立の趣旨記載の相手方の明確かつ具体的な説明を求めるため、調停を申し立てるものである。